

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年6月3日（令和元年（行個）諮問第29号）

答申日：令和5年2月2日（令和4年度（行個）答申第5187号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が平成30年特定日に決定した休業補償給付不支給処分にかかる実地調査復命書とその添付資料一式全て。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年11月29日付け大個開第30-394号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした部分とその理由には、「法第14条2号に該当し・・・不開示とした。」や「法3号イ及びロに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」とありますが、開示された本件対象保有個人情報を見ると、明らかに黒塗り部分多数存在し、不開示理由に該当しない部分が不開示となっている可能性があります。開示できる部分を開示していただきたいと存じます。

また、不開示理由として、「当該対象保有個人情報には、・・・当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されており、同条7号柱書きに該当することから・・・不開示とした。」とありますが、この労災申請不支給決定に記載されている事実認定には、事業場側（パワーハラスメントを行った上司等）の嘘の証言を採用し、明らかに事実誤認があります。今回の保有個人情報の開示結果からしても、処分庁の決定が結論ありきで調査が進められ、事案の概要（認定した事実）に対しても、全

て正しくなく、事実無根です。私の書いた提出書面からは正しく抜き出さず、事業所に都合の悪い部分は触れず、肝心な部分を含め、大多数の部分が黒塗りされており、不開示理由とする当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されているとは思えない部分があります。両当事者が異なる主張をしていることを踏まえた上、事業所側の意見を採用するに至った合理的理由を公正な調査の観点からも開示すべきです。

現在、労災申請の審査請求を大阪労働局に提起しており、本件対象保有個人情報の開示結果と今回の審査請求の結果を受けて、原処分庁に対する質問状の作成や労災審査請求手続きの資料作成を行います。黒塗り部分が多く、肝心な部分が見えない現状では、これら作業が困難であり、支障を及ぼしますので、さらなる情報開示を求める所存です。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、下線部で示す。）。

- (1) 審査請求人は、平成30年10月4日付け（同月5日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年2月27日付け（同年3月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部は審査請求人が知り得る情報であり、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」については、原処分を維持して不開示部分とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が平成30年特定日に決定した休業補償給付不支給処分にかかる実地調査復命書とその添付書類一式全て。」である。

##### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

###### ア 法14条2号該当性

- (ア) 文書1②、2①、2②、3、4①、5①、6②、8、10、16、19、20、23①、24①、25①、26①、27①、28①及び33①の不開示部分は、審査請求人以外の住所、氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不

開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書 1 ③, 4 ②, 5 ②, 2 3 ②, 2 4 ②, 2 5 ②, 2 6 ②, 2 7 ②, 2 8 ②及び 3 3 ②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法 1 4 条 2 号本文に該当し、かつ、同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 3 号イ該当性

- (ア) 文書 6 ①及び 9 の不開示部分は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 1 4 条 3 号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書 1 ①, 2 ②, 6 ②及び 2 2 の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。これが開示された場合、内容に不満を抱いた審査請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 1 4 条 3 号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法 1 4 条 3 号ロ該当性

文書 8, 1 0, 1 1 及び 2 9 の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法 1 4 条 3 号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法 1 4 条 7 号柱書き該当性

- (ア) 文書 1 ③, 4 ②, 5 ②, 2 3 ②, 2 4 ②, 2 5 ②, 2 6 ②, 2 7 ②, 2 8 ②及び 3 3 ②は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）

で既に述べたところである。また、文書1②には、特定監督署の調査官等が聴取を行った者を表す情報が含まれている。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報及び被聴取者を表す情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等に関する情報及び被聴取者を表す情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2②、6②、8、10、11、22及び29の不開示部分は、特定事業場の業務内容等に関する情報等である。(中略)

当該情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、特定事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部において不開示とした部分のうち一部は請求人が知り得る情報であり、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとした上で、別表の2欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月12日 審議
- ④ 令和3年3月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

- ⑤ 同年4月8日 審議
- ⑥ 令和4年2月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年9月21日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑧ 同年12月12日 審議
- ⑨ 令和5年1月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1，通番11及び通番14

当該部分は，「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）に記載された，審査請求人が勤務していた特定事業場の特定部署の労働者数並びに特定事業場が特定監督署に提出した報告書及び審査請求人との雇用契約書に押印された特定事業場の代表者の役職印の印影である。

当該部分のうち特定部署の労働者数については，特定部署の規模を踏まえると，審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分については，上記2文書に押印された印影は同じものであり，そのうち雇用契約書は，両当事者が押印した各1通を互いに保有していることが推認されることから，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため，当該部分は，これを開示しても，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって，当該部分は，法14条3号イに該当せず，開示すべきである。

##### イ 通番2，通番3（1）及び通番35（1）

当該部分は，調査復命書に記載された審査請求人の上司の職氏名並びに調査復命書及び地方労災医員の意見書に記載された当該上司を指

す記号付番及び被聴取者を指す集合的名詞である。

当該部分のうち審査請求人の上司の職氏名及び当該上司を指す記号は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている審査請求人の申述内容から審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

その余の部分は、被聴取者を指す集合的名詞であり、特定の個人を識別することができるとは認められず、また、開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番3(2)、通番8及び通番35(2)

当該部分は、調査復命書及び地方労災医員の意見書に引用された主治医の意見並びに主治医の意見書のそれに対応する部分である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番3(3)

当該部分は、調査復命書に引用された特定事業場が特定監督署に提出した資料の標題及びその記載内容である。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、文書22(通番20)及び文書29(通番33)からの引用部分であり、審査請求人が特定事業場とやり取りした内容であるか、又は原処分において開示されている情報と同様の内容若しくは原処分において開示されている審査請求人の申述内容を踏まえると審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番5及び通番12

当該部分は、調査復命書の添付資料目次、特定事業場が特定監督署に提出した報告書その他の提出資料の目次、当該報告書に記載された審査請求人の配属先部署の常勤職員の職氏名及び非常勤職員の数並びに提出資料である審査請求人との面談メモ等の記載の一部である。

当該部分のうち特定事業場の職員の職氏名及び審査請求人と特定事業場の職員との面談メモ等の記載内容は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の配属先の職員の職氏名及び同人が当該職員と交わしたやり取りの内容であり、同人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

当該部分のその余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、原処分において開示されている情報から推認できる内容又は原処分が開示されている審査請求人の申述内容を踏まえると審査請求人が知り得る情報であると認められるものであるか、特定監督署の受付印にすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番6、通番7及び通番9

当該部分は、休業補償給付支給請求書並びに主治医の意見書及び診断書に記載された主治医の署名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことが通例であるが、休業補償給付支給請求書は審査請求人が特定監督署に提出した書類であり、診断書は審査請求人が特定事業場に提出したものと認められることから、これら2文書に記載された署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、意見書の署名及び印影は、休業補償給付支給請求書の署名及び印影と同じものである。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番10

当該部分は、主治医の意見書に添付されて特定監督署に提出された審査請求人の診療録及び診断書である。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、審査請求人自身が受けた診療内容及び同人が取得した診断書の写しであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番13及び通番15

当該部分のうち通番13は、特定事業場の配置表のうち審査請求人の配属先部署の常勤職員の職氏名及びその職制上の上司の職氏名であり、その余の部分は、特定事業場の提出資料に記載された審査請求人が従事していた事務の内容として事業場が提出したものである。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分のうち通番13は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものに該当するとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番18

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）兼同協定届に記載された労働者の過半を代表する者の職氏名及び印影並びに使用者欄に押された当該事業場の印影である。

36協定については、労働基準法106条1項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、いずれも当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち労働者の過半を代表する者の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、事業場の印影であり、個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

コ 通番20

当該部分は、特定事業場から提出された、審査請求人と特定事業場の職員との面談メモ等の記載内容の一部である。

当該部分は、原処分で開示されている審査請求人の申述内容を踏まえると審査請求人が知り得る情報であると認められるものであるか、特定監督署の受付印にすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番30及び通番32

当該部分は、特定監督署担当官が審査請求人以外の特定事業場の職員に聴取した内容を記録した聴取書の記載の一部である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するが、審査請求人が知り得る内容であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番33

当該部分は、特定事業場提出資料の記載のうち、当該資料の標題及び様式部分並びに特定事業場の各施設の名称である。

当該部分は、原処分において開示されている情報であるか、又は原処分で開示されている審査請求人の申述内容を踏まえると審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記クと同様の理由により、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番4, 通番17, 通番19, 通番21, 通番23, 通番25, 通番27, 通番29及び通番31

当該部分のうち、通番17は事業場提出資料に記載された施設利用者の氏名であり、その余の部分は、事業場提出資料に記載された特定事業場職員の職氏名並びに調査復命書の添付資料目次及び特定監督署の担当官が作成した聴取書に記載された被聴取者の職氏名、住所、生年月日及び年齢である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番18

当該部分のうち、労働者代表の印影部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番34

当該部分は、地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号，3号イ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番5及び通番12(②b(下記(イ)を除く。))に限る。)

当該部分は、調査復命書の添付資料の目次に記載された資料作成者である特定事業場の職員の職氏名及び特定事業場の報告書の「職場構成図」に記載された審査請求人の配属先以外の部署の職員の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12(②bの職員数に限る。)

当該部分は、特定事業場が提出した報告書の記載のうち、審査請求人の配属部署以外の部署の非常勤職員の職種別職員数である。

当該部分は、特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番12(上記(ア)及び(イ)を除く。)

当該部分は、特定事業場の報告書に記載された審査請求人が発症した傷病とその原因についての事業場としての意見である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちよさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号，3号ロ及び7号柱書き該当性

通番13及び通番15は、特定事業場の人員配置表及び事業場提出資料に記載された審査請求人以外の特定事業場の職員の職氏名、年齢及び採用年数である。

当該部分は、それぞれ一体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分のうち職氏名及び年齢は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、採用年数は、これを開示すると、関係者等一定の範囲の者には該当者が特定され、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条2号及び7号柱書き該当性

##### (ア) 通番2

当該部分は、調査復命書に記載された被聴取者の氏名及び調査復命書の「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」図に記載された審査請求人以外の特定事業場の職員の職氏名等である。

当該部分のうち「位置づけ」図には、審査請求人が知り得ない特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分ち難く記載されている。その余の部分は、被聴取者の氏名そのものである。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明を否定することは困難であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 通番3（③aのうち記号部分に限る。）及び通番35（②aのうち記号部分に限る。）

当該部分は、調査復命書及び地方労災医員の意見書の記載のうち、特定監督署担当官が聴取を行った審査請求人以外の特定事業場の職員の氏名及び当該職員を示す記号付番である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分のうち、氏名は個人を識別することができる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、職員を示す記号を開示すると、本件対象保有個人情報の他の部分と照合すること等により当該職員を特定することが可能となり、その権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番3 (③bに限る。) 及び通番35 (②bに限る。)

当該部分は、調査復命書及び地方労災医員の意見書に引用された特定事業場の報告書及び資料の内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ(ウ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番3及び通番35 (上記(ア)及び(イ)を除く。) 並びに通番8

当該部分は、調査復命書及び地方労災医員の意見書に引用された主治医の意見(主治医の意見書のそれに対応する部分を含む。)及び審査請求人以外の特定事業場の職員からの聴取内容である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師及び被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番30及び通番32

当該部分は、聴取書に記載された特定監督署の担当官が審査請求人以外の関係者から聴取した内容である。

当該部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認め

られない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ該当性

通番11は、特定事業場が特定監督署に提出した報告書に押印された特定事業場の法人印の印影及び報告書に記載された全社の労働者数である。

印影部分は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められる。

また、労働者数については、特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番20は、特定事業場提出資料の記載のうち、審査請求人と特定事業場の職員とのやり取りに際して当該職員が記載したメモの一部の記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ウ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番16及び通番33は、特定事業場が特定監督署に提出した資料のうち、審査請求人の日常業務内容を示す参考資料及び特定事業場の各施設の特定月の月間収支報告書の記載である。

当該部分は、一部に施設利用者の氏名等も含む特定事業場の部内資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ウ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当す

ると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号 及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分等			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条 各号該当 性	通番	
文書 1	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書	① 1頁「労働者数」 欄	3号イ	1	全て
		② a 1頁「事案の概 要」欄不開示部分, 2 頁「総合判断」欄8行 目4文字目ないし11 文字目, 9行目及び1 0行目不開示部分, 3 頁「具体的出来事」欄 4行目及び19行目不 開示部分, 14頁「認 定事実」欄不開示部分 ② b 2頁「総合判 断」欄8行目43文字 目ないし45文字目, 25頁「事業場(所属 部署)内における当該 労働者の位置づけ」欄 不開示部分	2号, 7 号柱書き	2	1頁「事案の概要」欄, 2頁「総合判断」欄8行 目4文字目ないし11文 字目, 9行目及び10行 目, 3頁「具体的出来 事」欄4行目及び19行 目, 14頁「認定事実」 欄全て
		③ a 1頁「総合判 断」欄6行目不開示部 分, 2頁「総合判断」 欄1行目不開示部分, 5頁「その他」欄2行 目ないし3行目20文 字目不開示部分, 6頁 「調査結果」欄10行 目ないし18行目, 8 頁ないし14頁「調査 結果」欄不開示部分, 16頁「主治医の意見 書」欄不開示部分(1 行目を除く。), 17 頁「専門医の意見」欄 19行目ないし29行 目不開示部分, 18頁 ないし23頁「専門医 の意見」欄不開示部	2号, 7 号柱書き	3	(1) 5頁「その他」欄 2行目1文字目ないし6 文字目, 18頁7行目, 8行目, 37行目, 19 頁15行目, 20頁18 行目及び19行目の不開 示部分, 21行目13文 字目, 21頁7行目ない し9行目, 15行目, 1 6行目, 23行目, 25 行目及び29行目の不開 示部分, 30行目17文 字目, 32行目及び22 頁10行目の不開示部 分, 11行目24文字 目, 13行目28文字 目, 18行目不開示部 分, 20行目1文字目, 22行目11文字目, 2

		分，26頁不開示部分（③bを除く。） ③b 3頁「具体的な出来事」欄15行目ないし17行目不開示部分，5頁「その他」欄3行目30文字ないし6行目22文字目，6頁「調査結果」欄3行目ないし8行目，8頁「調査結果」欄12行目，11頁「調査結果」欄12行目ないし17行目，12頁「調査結果」欄10行目ないし15行目，22頁「専門医の意見」欄4行目ないし7行目不開示部分，23頁「専門医の意見」欄8行目ないし10行目不開示部分			8行目及び34行目の不開示部分，26頁「労働時間の推認方法」欄2行目1文字目ないし6文字目，4行目不開示部分 （2）1頁「総合判断」欄全て，2頁1行目，6頁「調査結果」欄10行目及び11行目，16頁「主治医の意見書」欄3行目，6行目ないし8行目，10行目，12行目，15行目7文字目ないし最終文字，18行目，22行目，23行目，25行目及び27行目，17頁「専門医の意見」欄19行目ないし20行目7文字目，21行目ないし24行目9文字目，25行目33文字目ないし27行目 （3）6頁「調査結果」欄3行目ないし8行目，8頁「調査結果」欄12行目，26頁（（1）を除く。）
文書 2	資料目次	① 1頁19行目ないし24行目不開示部分（日付を除く。） ② 1頁10行目，11行目，18行目及び25行目の不開示部分	2号	4	—
			2号，3号イ，7号柱書き	5	全て（11行目20文字目ないし27文字目を除く。）
文書 3	休業補償 給付支給 請求書等	2頁医師署名及び印影	2号	6	全て
文書 4	意見書①	① 2頁医師署名及び印影 ② 2頁ないし4頁医師意見	2号	7	全て
			2号，7号柱書き	8	2頁項目1の回答1行目，2行目，項目2及び3の回答，3頁項目4の回答，項目5の回答3行目，項目6の回答，項目8の回答，4頁項目9及

					び10の回答
文書 5	診療録等	① 4頁及び12頁の 医師署名及び印影	2号	9	全て
		② 2頁不開示部分、 4頁「病名」欄2行目 ないし5行目、5頁、 7頁、9頁、11頁、 12頁「病名」欄2行 目ないし4行目、13 頁、15頁、17頁、 19頁ないし22頁、 23頁不開示部分（標 題を除く。）、24 頁、26頁、28頁、 29頁	2号、7 号柱書き	10	全て
文書 6	報告書	① 2頁事業場印影、 労働者数部分、6頁事 業場印影	3号イ	11	2頁事業場印影
		② a 4頁不開示部分 (② bを除く。)、6 頁下から1行目及び2 行目の不開示部分 ② b 4頁「職場構成 図」不開示部分	2号、3 号イ、7 号柱書き	12	4頁「職場構成図」1行 目の職員の職氏名、左端 の部署の職員の職氏名及 び職員数、最終行の職員 の職氏名、6頁
文書 7	会社案内	—	—	—	—
文書 8	人員配置 状況	不開示部分	2号、3 号口、7 号柱書き	13	1頁左側の部署の1枠目 及び2枠目左側の職員の 職氏名、2頁左端の部署 の常勤職員の職氏名
文書 9	履歴書等	4頁及び5頁の事業場 印影	3号イ	14	全て
文書 10	事業場提 出資料①	不開示部分	2号、3 号口、7 号柱書き	15	全て(3頁14行目、1 6行目、17行目及び1 9行目の職氏名を除 く。)
文書 11	事業場提 出資料②	不開示部分	3号口、 7号柱書 き	16	—
文書 12	事業場提 出資料③	—	—	—	—
文書 13	賃金台帳	—	—	—	—
文書	タイムカ	—	—	—	—

14	ード				
文書 15	事業場提出資料④	—	—	—	—
文書 16	事業場提出資料⑤	1頁不開示部分	2号	17	—
文書 17	就業規則	—	—	—	—
文書 18	給与規定	—	—	—	—
文書 19	時間外労働・休日労働に関する協定届	1頁労働者代表者職氏名及び印影，事業主印影	2号	18	1頁労働者代表者職氏名，事業主印影
文書 20	事業場提出資料⑥	1頁不開示部分	2号	19	—
文書 21	請求人から事業場あて手紙	—	—	—	—
文書 22	事業場提出資料⑦	不開示部分	3号イ，7号柱書き	20	2頁右肩資料番号，本文全て（2行目16文字目ないし24文字目，30文字目ないし34文字目，4行目11文字目ないし最終文字，6行目1文字目ないし14文字目を除く。），受付印，3頁右肩資料番号，2行目ないし5行目，14行目10文字目ないし28行目，受付印，4頁7行目1文字目ないし28文字目，8行目10文字目ないし最終行，受付印
文書 23	聴取書①	① 2頁2行目ないし6行目不開示部分，10頁2行目	2号	21	—
		② 2頁10行目ないし10頁1行目不開示部分	2号，7号柱書き	22	2頁11行目6文字目ないし17行目16文字目，19行目20文字目ないし22行目，3頁11行目ないし4頁3行目19文字目
文書	聴取書②	① 2頁2行目ないし	2号	23	—

24		6行目不開示部分, 7 頁19行目			
		② 2頁10行目ない し7頁18行目不開示 部分	2号, 7 号柱書き	24	2頁11行目8文字目な いし14行目7文字目, 20行目最終文字ないし 23行目21文字目
文書 25	聴取書③	① 2頁2行目ないし 5行目不開示部分, 6 頁11行目	2号	25	—
		② 2頁9行目ないし 6頁10行目不開示部 分	2号, 7 号柱書き	26	2頁10行目6文字目な いし13行目8文字目, 15行目18文字目ない し18行目23文字目
文書 26	聴取書④	① 2頁2行目ないし 5行目不開示部分, 6 頁13行目	2号	27	—
		② 2頁9行目ないし 6頁12行目不開示部 分	2号, 7 号柱書き	28	2頁10行目8文字目な いし13行目8文字目
文書 27	聴取書⑤	① 2頁2行目ないし 5行目不開示部分, 5 頁20行目	2号	29	—
		② 2頁9行目ないし 5頁19行目不開示部 分	2号, 7 号柱書き	30	2頁10行目7文字目な いし13行目8文字目
文書 28	聴取書⑥	① 2頁2行目ないし 5行目不開示部分, 6 頁15行目	2号	31	—
		② 2頁9行目ないし 6頁14行目不開示部 分	2号, 7 号柱書き	32	2頁10行目8文字目な いし13行目8文字目
文書 29	事業場提 出資料⑧	不開示部分	3号ロ, 7号柱書 き	33	2頁ないし12頁の各標 題, 各「グループホーム 名」欄及び各様式印字部 分
文書 30	受診歴等 について (回答)	—	—	—	—
文書 31	請求人か ら事業場 あて手紙	—	—	—	—
文書 32	承諾書等	—	—	—	—
文書	意見書②	① 2頁医師署名及び	2号	34	—

3 3		印影 ② a 3 頁 1 行目ないし 1 2 行目並びに 2 7 行目及び 2 8 行目の不開示部分, 4 頁ないし 9 頁不開示部分 (② b を除く。) ② b 8 頁 5 行目ないし 9 行目及び 9 頁 1 1 行目ないし 1 3 行目の不開示部分	2 号, 7 号柱書き	3 5	(1) 3 頁 2 7 行目, 2 8 行目, 4 頁 2 3 行目, 5 頁 3 行目, 6 頁 1 0 行目, 1 1 行目, 1 3 行目 2 3 文字目, 7 頁 3 行目ないし 5 行目, 1 2 行目, 1 3 行目, 2 0 行目, 2 2 行目, 2 7 行目, 2 8 行目 2 1 文字目, 3 0 行目, 8 頁 1 1 行目, 1 2 行目 3 0 文字目, 1 5 行目 2 文字目, 2 1 行目, 2 3 行目 1 文字目, 3 1 行目, 3 7 行目 (2) 3 頁 1 行目ないし 2 行目 1 4 文字目, 3 行目 1 3 文字目ないし 6 行目, 8 行目 1 9 文字目ないし 1 0 行目
-----	--	--	-------------	-----	--

(注 1) 当審査会事務局において, 該当箇所の記事方法を整理した。

(注 2) 諮問庁の補充等理由説明書の内容も反映している (下線部)。